

堺環濠都市北部地区まちなみガイドライン概要版

■ まちなみガイドラインの構成

1. まちなみガイドラインの目的

- 本地区には、江戸期に形成された町割とともに戦災の被害を免れた町家などの歴史的建造物が多く残る
- このような歴史・文化資源を次世代に継承するとともに、活かすことで、地域住民の環（つながり）を育み、新たな魅力とにぎわいを創出することをめざして、まちなみの将来像とそのルール等を示す「まちなみガイドライン」を作成

【まちなみの将来像に関する標語】

江戸時代の町割を活かした

環をはぐくむまちなみ

2. まちなみガイドラインの作成にあたって

■ 作成の経緯

- ・第1回まちなみガイドライン作成分科会
- ・第1回～第3回ワークショップ
- ・第2回まちなみガイドライン作成分科会
- ・第3回まちなみガイドライン作成分科会

3. 堺環濠都市北部地区のまちなみと堺町家の特徴

■ 堺町家の特徴

- 本地区では、江戸時代初期の山口家住宅をはじめ、江戸から昭和初期の各時代の様式が見られる
- 本地区で見られる堺町家の特徴を様式に応じて分類

4. 修景基準とその解説

■ 修景基準

- 堺町家の特徴を踏まえ、修景基準を設定
- 歴史的建築物、一般建築物、外構（塀等）に修景基準を分類
- 修景基準は全般と部位毎に設定

■ 修景基準の解説

- 基準の項目毎に写真等を用いて分かりやすく解説
- 堺町家の特徴を踏まえ、建築物の様式に応じた各部位の組合せを示す

■ 堺町家の特徴

- 江戸から昭和初期の各時代の様式例)

江戸～明治
【厨子二階】
・中二階
・格子
・虫籠窓



明治～大正
【総二階】
・高二階
・格子
・木製がら窓



大正～昭和初期
【箱軒町家】
・高二階
・銅板張り等
・箱軒



■ 修景基準

◇ 修景基準の分類

歴史的建築物	概ね戦前に建築され、地域が有する伝統的な様式を備えた建築物を修繕する場合	修景基準①
一般建築物	歴史的建築物以外の建築物を改修等する場合	修景基準②
外構（塀等）	門、塀又はこれらに類するものを新設等する場合	修景基準③

◇ 修景基準①【歴史的建築物】（概要）

項目	基準内容
全般	位置等 ・高さが2階以下の木造軸組構造 ・壁面の位置を揃える
	色彩・素材 ・自然素材や伝統的な素材。やむを得ない場合、同等の質感を持つ素材を用い、無彩色又は落ち着いた色彩とする
各部位の形態・意匠	屋根 ・日本瓦葺き ・勾配屋根とし、切妻（平入り）又は入母屋とする
	庇 ・日本瓦又は銅板葺き
	外壁 ・漆喰塗りや腰板張りなどの伝統的な形態・意匠。建築物の様式毎に適切な仕上げとする
	開口部 ・格子戸や虫籠窓などの伝統的な形態・意匠。建築物の様式毎に適切な仕上げとする
	樋 ・銅製を基本
	建築設備 ・公共空間から直接見えない位置に設置。又は外壁の色彩と合わせる若しくは木製格子等で覆う
	その他 ・卯建・袖壁や駒寄・矢来を設ける場合、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とする ・建築物の外部に照明器具を設ける場合、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする ・看板等を設ける場合、自家用広告物に限り、屋根より上には表示せず、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする ・自動販売機やゴミ置き場等の附属物を設ける場合、目立たない意匠又は公共空間から見えにくい位置に設置

◇ 修景基準②【一般建築物】（概要）

項目	基準内容
全般	位置等 ・壁面の位置を揃え、外壁に庇を設けることを基本。又は道路に沿って塀等を設置 ・3階以上の壁面は、1階の外壁面より90cm以上後退。又は道路に沿って塀等を設置
	色彩・素材 ・周囲の歴史的建築物と調和する材質や質感 ・無彩色又は落ち着いた色彩を基調
各部位の形態・意匠	屋根 ・日本瓦葺きを基本 ・勾配屋根を基本
	庇 ・日本瓦、銅板又は銅板葺きを基本
	外壁 ・歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するもの
	開口部 ・歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するもの
	樋 ・周囲の歴史的建築物と調和するもの
建築設備 ・公共空間から直接見えない位置に設置。又は外壁の色彩と合わせる若しくは木製格子等で覆う	
その他 ・卯建・袖壁や駒寄・矢来を設ける場合、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とする ・建築物の外部に照明器具を設ける場合、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする ・看板等を設ける場合、自家用広告物に限り、屋根より上には表示せず、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする ・自動販売機やゴミ置き場等の附属物を設ける場合、目立たない意匠又は公共空間から見えにくい位置に設置。	

◇ 修景基準③【外構（塀等）】（概要）

項目	基準内容
全般	・建築物に附属している場合は、建築物を含めて歴史的なまちなみと調和していること
形態・意匠	・まちなみの連続性を確保するため、道路に沿って設ける ・板塀など、地域に残る伝統的な形態・意匠とする

■ 修景基準の解説

- 色彩などの仕様について、写真等も用いて具体的に解説

例)

屋根	建築様式
■ 歴史的建築物の修景基準 ・日本瓦葺き	■ 解説 ・本瓦又は棧瓦 ・銀灰色



- 歴史的建築物の様式に応じて、適切な形態・意匠を選択できるよう解説

例)

部位	建築様式		
	厨子二階	総二階	箱軒町家
虫籠窓	○	×	×